

令和7年度バイオプラスチック製品開発支援事業補助金 公募要領【追加公募】

1 事業の趣旨・目的

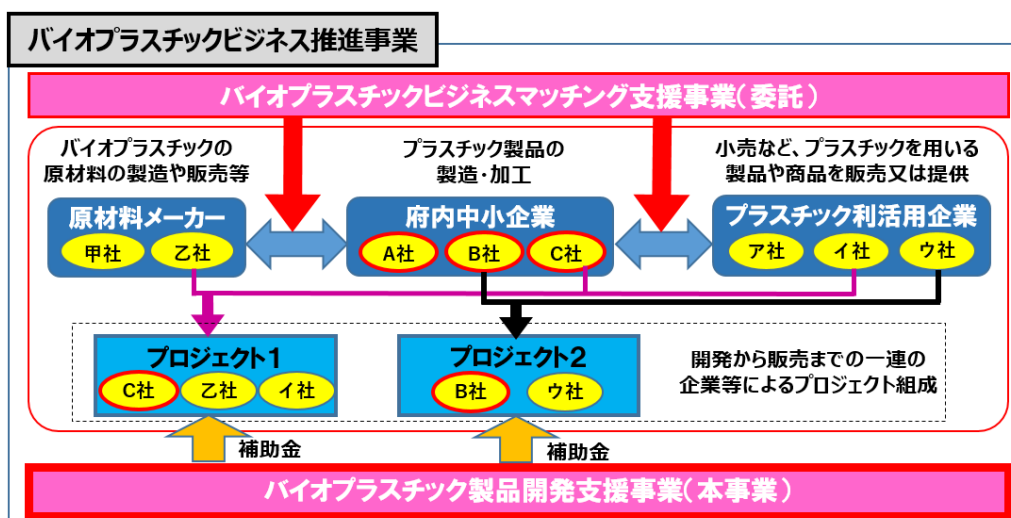
府は、2025 年大阪・関西万博（以下「万博」といいます。）を機に、脱炭素や海洋プラスチックごみ問題の解決に寄与するバイオプラスチック^{（注1）}を活用する製品（以下「バイオプラスチック製品」といいます。）の府内中小企業^{（注2）}による開発を支援するため、予算の定めるところにより、バイオプラスチック製品開発支援事業補助金（以下「本事業^{（注3）} 補助金」といいます。）を交付します。特に令和7年度は、万博の機会を活用して会場内外で披露する展示品を、万博後に製品として市場展開していくための取組みを支援します。

（注1）バイオプラスチックとは、バイオマスプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）と生分解性プラスチック（プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ素材）をいいます。

（注2）府内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38 年法律第154 号）第2条第1 項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しない者をいいます。

- 一 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1 以上を同一の大企業が所有。
 - 二 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2 以上を大企業が所有。
 - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1 以上を占める。
- なお、府内中小企業以外の事業者は、必ずしも府内に事業所を有している必要はありません。

（注3）本事業は、委託事業であるバイオプラスチックビジネスマッチング支援事業（以下「マッチング支援事業」といいます。）と組み合わせて、バイオプラスチック製品のビジネス化に向けた一貫支援に取組む「バイオプラスチックビジネス推進事業」の事業項目の1 つとして実施します。



2 公募する補助事業の内容

今回公募する、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、プロジェクト^{（注4）}とします。

（注4）府内中小企業が、バイオプラスチック製品の開発に向けて、原材料メーカーやプラスチック利活用企業等と連携し、万博の機会を活用して、万博後のビジネス化をめざす取組みをいいます。

【留意点】

○万博後のビジネス化を図る製品開発に向けた取組みが補助事業の対象であり、単なる技術開発や試作品製作等を目的とする取組みは、補助事業の対象外です。

○中でも令和7年度は、万博の機会を活用して会場内外で披露する展示品を、万博後に製品として市場展開していくための取組み（デザイン性の向上等の製品改良、環境性能の評価、量産に向けた製品機能の評価など）を主な対象とします。

○万博開催年度である令和7年度は、展示会等のイベントや情報発信、メディア取材など、多様な機会が見込まれます。本事業の採択後は、万博後のビジネス化につなげる上でも、このような機会の活用に加え、製品開発の狙いや思い、ストーリーなどの効果的な情報発信等にも積極的に取り組んでください。

3 補助事業者（補助事業の実施主体（応募できる方））

（1）補助事業の申請者

補助事業者（応募できる方）は、プロジェクトにおいて自らバイオプラスチック製品の製造または加工に取り組む府内中小企業とします。

補助事業の申請に際しては、補助事業者が申請書をご提出ください。

（2）応募資格・審査要件

社会通念上、補助金の交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。

ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては^{拘禁刑}以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

キ 大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第15条第1項第3号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ク 提出書類に虚偽の記載があった場合

ケ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

コ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

【留意点】

○プロジェクト構成について
(プロジェクト構成の例)

プロジェクト			
補助事業者（申請者）	連携事業者※		
バイオプラスチック製品の 製造・加工に取り組む 府内中小企業	原材料メーカー	プラスチック利活用企業	—
バイオプラスチック製品の 製造・加工に取り組む 府内中小企業	—	プラスチック利活用企業	研究機関・大学等

※連携事業者：プロジェクトに含まれる事業者のうち、申請者以外の事業者をいいます。

(例：原材料メーカー、プラスチック利活用企業、大学等研究機関等)

→連携事業者が府内中小企業に該当する場合は、プロジェクトに含まれる中小企業が複数となるため、補助上限額が変わります。詳細は「5 補助金額（補助率）・補助事業実施期間」を参照してください。

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、本事業補助金の交付決定以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費（以下「補助対象経費」といいます。）が対象です。

また、補助金の額の算定にあたり、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

経費区分	細目	補助対象経費の内容	備考
製品開発費	開発 事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注費、市場調査等に要する経費	
	開発 委託費	製品開発の一部を委託する経費	製品開発費の 2分の1以内
事務費	—	謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、翻訳料、会議費、通信運搬費、その他経費	

【留意点】

○補助対象経費

- 対象経費としては、試作に要する経費には「試験分析費」、外注費には「材料等に関する外注加工費」や「デザイン等に関する外注費」、市場調査等に要する経費には「市場・技術調査費」、「試作品提供費」、「展示会出展経費（業務の一部又は全部を委託する経費も含む）」、「特許調査費※」が含まれます。

※特許調査費は、出願費用（いわゆる「出願前調査」「審査請求前調査」）、中間手続費用（拒絶理由通知への対応費用）、設定登録費用とします。

○補助の対象外となる経費

- 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、

税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや補助事業に直接用いない量産用機械の購入費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用は補助の対象外となります。

- また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったものも補助の対象外となります。

○外部委託の制限

- 補助事業は、応募事業者が主体となって実施する必要があります。補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

○消費税等の扱い

- 補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。
- ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

○他の補助金等との関係

- 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。
- 他の補助金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、必ず事業計画書にその旨を記載してください。
- ただし、同一事業で、他の補助金等の交付を受ける場合であっても、補助対象の異なる費目となる場合（対象経費が明確に区分できる）は、併用しての申請が可能です。（当該他の補助金において併用禁止の取扱いとなっている場合を除きます。）

5 補助金額（補助率）・補助事業実施期間

補助金額（補助率）・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

（1）補助金額（補助率）

① プロジェクトに含まれる府内中小企業が1社の場合

【補助上限額】300万円 【補助率】補助対象経費の2分の1以内

② プロジェクトに含まれる府内中小企業が複数の場合

【補助上限額】500万円 【補助率】補助対象経費の2分の1以内

【補助金の交付イメージ】

プロジェクトに含まれる府内中小企業	補助上限額	補助率	補助対象経費	補助金
1社	300万円	補助対象経費の2分の1以内	400万円	200万円
1社	300万円	補助対象経費の2分の1以内	700万円	300万円
2社	500万円	補助対象経費の2分の1以内	1,000万円	500万円
2社	500万円	補助対象経費の2分の1以内	1,500万円	500万円

(2) 補助事業実施期間

○交付決定日から令和8年3月31日（火曜日）まで

【留意点】

○大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

○当補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払となります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただき、補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書を提出していただきます。大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回る場合があります。

6 応募方法

(1) 公募要領、申請書・様式等の配布及び受付

ア 配布期間

令和7年6月16日（月曜日）から令和7年7月16日（水曜日）

イ 配布方法

産業創造課ホームページ（下記URL）からダウンロードしてください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/bioplastics_business/hojo_r7.html)

※直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。

ウ 受付期間

令和7年7月9日（水曜日）から令和7年7月16日（水曜日）まで

エ 提出方法

「6応募方法」(2)提出書類 に記載の提出書類一式を令和7年7月16日（水曜日）必着で以下の宛先に郵送してください。提出書類をご持参いただくことが可能な場合は、以下の宛先に令和7年7月16日（水曜日）午後6時までに、直接ご持参ください。

【宛先】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 グリーンビジネスグループ

「令和7年度 バイオプラスチック製品開発支援事業補助金」担当者宛て

住所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

※郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくようお願いいたします。

【電話番号】06-6210-9269（土日・祝日を除く、午前9時から午後6時まで）

【留意点】

○補助金の申請は、補助事業者が行ってください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

応募事業者は以下の表にしたがい、必要な書類について提出してください。

	提出書類	補助 事業者	連携 事業者	原本 が必要
	① 交付申請書（様式第1号）	○	—	—
	② 事業計画書（別紙）	○	—	—
	③ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの） 個人の場合は、開業届出の写し及び印鑑証明書（3か月以内のもの） 営利企業計画者の場合は、上述の書類に類する書類（予定名称、代表者・役員就任予定者氏名、主たる予定事業所の所在地を記載したもの）	○	○	○
	④ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表）	○	—	—
	⑤ 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書	○	—	○
	⑥ 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書	○	—	○
	⑦ 事業や法人の紹介パンフレット等	○	○	—
	⑧ 要件確認申立書（交付要綱様式第1－2号）	○	—	—
	⑨ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1－3号）	○	—	—

※ 提出部数は各1部。ただし、③、⑤、⑥については原本が必要。それ以外の書類はコピーも可。

※ 提出書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び地方独立行政法人の場合は③は不要です。

※ 提出書類⑨の記載内容については、大阪府補助金交付規則第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府補助金交付規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

(3) 公募説明会

公募に係る説明会を産業創造課ホームページにてYouTube配信により行います。申請をご検討の方は、可能な限り視聴をお願いします。

〔日 時〕 令和7年6月16日（月曜日）午後2時から同年7月16日（水曜日）午後6時まで

〔URL〕 産業創造課ホームページ（下記URL）に掲載します。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/bioplastics_business/hojo_r7.html）

なお、本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

(4) 質疑応答

質問は、大阪府行政オンラインシステムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

〔受付期間〕 令和7年6月16日（月曜日）午後2時から令和7年7月4日（金曜日）午後6時まで

〔質問方法〕 大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。受付URLは産業創造課ホームページに掲載します。

〔回答方法〕 質問への回答は産業創造課ホームページ（下記URL）に掲載し、個別には回答しません。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/bioplastics_business/hojo_r7.htm)

(5) 応募の取り下げ

応募後に他の補助金や助成金等の交付を受け取ることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は書面により届け出てください。

7 審査

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和7年7月下旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。

審査会では、下記の審査項目を中心に審査します。

■審査項目

審査項目及び審査項目毎の配点は、次のとおりです。

ア 事業目的 【10点】

バイオプラスチック製品のビジネス化に向けて、製品開発に取り組む内容であるか。

イ 目標 【20点】

事業の目的や課題が明らかにされており、それらを踏まえて、万博後のビジネス化に向けた目標が設定されているか。

ウ 事業性 【25点】

開発するバイオプラスチック製品が、取引先や消費者等の市場ニーズ、売上の見通しなど、ビジネス化に向けた具体的な見通しがあるか。

エ 実現性 【30点】

バイオプラスチック製品のビジネス化に向けた実施体制の強み、及び万博の機会活用や万博後の市場展開に向けた具体的な事業計画を有する提案内容であるか。

オ 妥当性 【15点】

補助事業の金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

(2) 審査結果

審査の結果については、令和7年8月上旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、令和7年8月上旬（予定）に、様式第1号（別紙）事業計画書の1実施体制（1）申請者（2）連携事業者 に記載の事業者の名称、同事業計画書の2実施計画（1）事業名称、（4）事業計画概要等を大阪府ホームページにて公表します。

【留意点】

〇本事業に選定されたことをもって、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会が行う事業への参画な

ど、2025 年大阪・関西万博での事業実施や、展示等を約束するものではありません。

8 採択後の手続き等

(1) 採択後のスケジュール

- ・採択後、補助事業者に対して交付決定を行います。
- ・補助事業者および連携事業者を対象とした説明会を実施します。

(2) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

(3) 状況報告

補助事業の進捗状況について、令和7年12月15日（月曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出してください。ただし、補助事業を令和7年11月28日（金曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(4) 実績報告

補助事業の実施結果について、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日（金曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

(5) 事業化状況報告書の提出

事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告してください。バイオフィラシック製品開発支援事業補助金交付要綱第18条に基づき、一定の利益が生じた場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただきます。（交付要綱様式第12号別紙 参照）

(6) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価額又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

(7) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(8) 成果等の発表・PR

「7 審査」（3）採択事業の公表に加えて、補助事業実施中もしくは補助事業完了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供等をお願いする場合があります。

(9) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

9 その他

(1) バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業

大阪府では、バイオプラスチック製品のビジネス化を促進し、大阪の産業の発展につなげていくため、バイオプラスチックビジネスマッチング支援事業として、開発に取り組みたい府内中小企業と開発製品の販売を担うプラスチック利活用企業を引き合わせる等、プロジェクトの組成等を支援しています。積極的にご活用ください。

[URL] 産業創造課ホームページ（下記URL）に掲載します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/bioplastics_business/index.html)

(2) 大阪府の他の事業との連携について、ご提案させていただく場合があります。

(3) 本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報、当該補助金の交付に係る業務及び大阪府が行う調査業務等の目的で利用します。

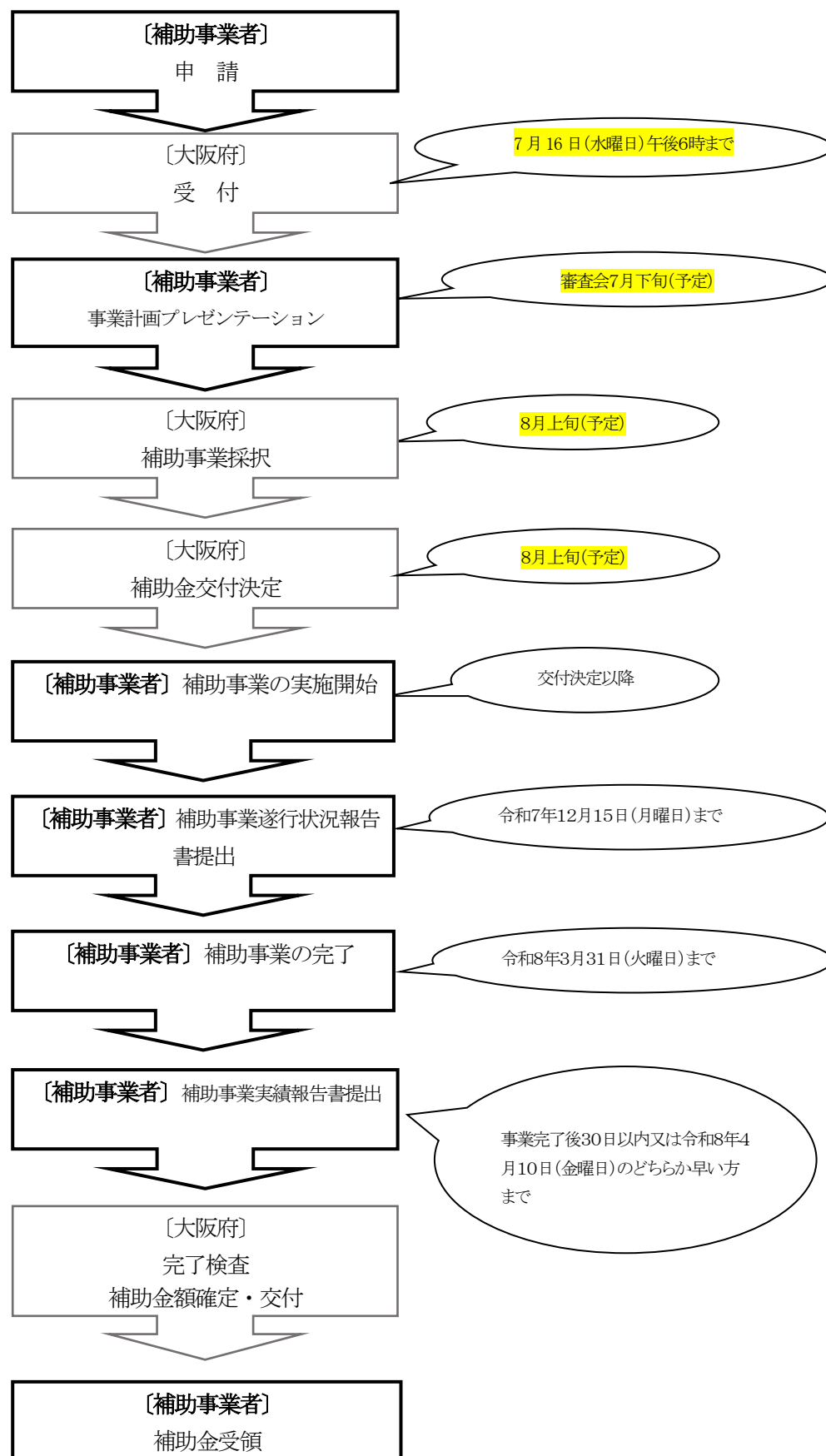
申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）



中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号） 抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。